

優生規定違憲判決（最大判令6.7.3）

事案

Xら及びその被承継人らは、自ら又は配偶者が、優生保護法（改正後の題名は母体保護法。以下、同改正の前後を通じて「優生保護法」という。）の規定（以下、「本件規定」という。）に基づいて、生殖を不能にする手術（以下「不妊手術」という。）を受けたと主張する者である。本件は、Xらが、Y（国）に対し、本件規定は憲法13条、14条1項等に違反しており、本件規定に係る国会議員の立法行為は違法であって、Xらは上記不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた。

※ 「不妊手術実施の要件」について

優生保護法の規定は、「本人の同意」を不妊手術実施の要件としていました。この点について、判例は、次のように述べています（最大判令6.7.3）。

「同規定は、……専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないのであって、これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということはできない。加えて、優生上の見地から行われる不妊手術を本人が自ら希望することは通常考えられないが、周囲からの圧力等によって本人がその真意に反して不妊手術に同意せざるを得ない事態も容易に想定されるところ、同法には本人の同意がその自由な意思に基づくものであることを担保する規定が置かれていなかつたことにも鑑みれば、……本人の同意を得て行われる不妊手術についても、これを受けさせることは、その実質において、不妊手術を受けることを強制するものであることに変わりはないというべきである。」

争点

- (1) 優生保護法の規定に基づき行われた不妊治療は、憲法13条、14条1項等に違反しないか。
- (2) 本件規定に係る国会議員の立法行為は違法ではないか。

判旨

憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているところ……、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかずして不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないというべきである。

……憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法 13 条に反し許されないというべきである。(中略)

また、憲法 14 条 1 項は、法の下の平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは、当裁判所の判例とするところである……。

……本件規定は、①特定の障害等を有する者、②配偶者が特定の障害等を有する者及び③本人又は配偶者の 4 親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を不妊手術の対象者と定めているが、上記のとおり、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから、上記①から③までの者を本件規定により行われる不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たるものといわざるを得ない。

以上によれば、本件規定は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反するものであったというべきである。そして、……本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である……。

※ 除斥期間との関係について

本件訴訟では、X らの Y に対する損害賠償請求権（本件請求権）について、除斥期間が経過したことにより消滅しているかが争われました。

判例は、本件請求権が「除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されない」としました（最大判令 6.7.3）。